

■虐待防止の視点

虐待3層	すこやか親子層 約15,400世帯 (93~94%)	ハイリスク層 約900~1,000世帯 (5.5~6.0%)	虐待層 約150世帯 (0.8~0.9%)
対象世帯	18歳未満のいる世帯16,469世帯/全世帯数55,805世帯=29.5% (22年国勢調査) うちひとり親世帯838世帯(5.1%) ⇒子育て支援・母子保健事業の実施		
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談対応 約200世帯(児童相談所・子育て支援課) ・ハイリスク妊婦300人(妊娠届出数の約20%) うち5割は婚外子(150人) 出産後も婚姻なし10% ・母子保健でのフォローは400~500件(重複もある) ⇒早期発見・早期対応・進行防止	平成25年度要保護児童認定世帯:134世帯(0.8%) (※年度内新規認定世帯あり) 18歳未満児のいる世帯の0.8~0.9% 全世帯の約0.2~0.3% ⇒再発防止・再統合
背景	<ul style="list-style-type: none"> ◇人とつながっている(孤立していない) ◇経済的な自立 ◇心身の健康 ◇適切な支援を受けている(知っている) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇人とつながりにくい(社会から孤立しがち) ◇養育力不足 ◇経済的困窮 ◇親の心身の健康状態不安定 ◇子の心身の健康状態不安定 	<ul style="list-style-type: none"> ◇人とつながっていない(社会から孤立している・支援者不在) ◇支援を求めない・拒否
事業(支援)の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ◇全員対象の事業(健康診査、訪問) ◇気軽に相談(育児・健康) 	◇対象を把握し、個別に対応	<ul style="list-style-type: none"> ◇専門機関との連携(児相、保健所、医療機関、警察署 など) ◇所属機関との連携(教育保育機関、児童クラブ、生活基盤(民児協))
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健康診査事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て支援活動支援事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・放課後児童クラブ ・実費徴収に係る補足給付 ・多様な主体が本制度の参入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・病児・病後児保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
任意項目	<ul style="list-style-type: none"> ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ・ワークライフバランス 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策の推進 ・ひとり親家庭の自立支援 ・発達支援 	

所管	発生予防(未然防止)	早期発見	早期対応	継続支援	再発防止	連鎖予防	体制の整備
児童福祉(要対協)	・啓発活動	・関係者連携、情報収集	・関係機関との連携	・ケース会議の開催	・進行管理(継続支援)		・支援者支援、資質の向上
母子保健	・各種事業の実施(※) ・特定妊婦の継続支援	・虐待(疑念)情報を要対協に報告	・虐待(疑念)情報を要対協に報告				※すべての母子保健が児童虐待予防につながっている
義務教育	・見守り ・教職員の資質等向上	・虐待(疑念)情報を学校から要対協に報告 ・教職員の資質等向上	・虐待(疑念)情報を学校から要対協に報告	・虐待等に起因する引きこもりや不登校		・健康教育	
その他		・DV情報の要対協への連絡	・DV情報の要対協への連絡	・虐待等に起因する引きこもりや不登校		・貧困 ・若年未婚の母	